

## 雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆さまへ

# 雇用保険の基本手当日額が変更になります ～平成 28 年 8 月 1 日から～

### 賃金日額・基本手当日額の変更について

雇用保険では、離職者の「賃金日額」※<sup>1</sup>に基づいて「基本手当日額」※<sup>2</sup>を算定しています。賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により、毎年8月1日にその額を変更します。今回は、平成 27 年度の平均定期給与額が前年比で約 0.43%低下したことから、上限額・下限額ともに引き下げになります。

これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、支給額が減額になる場合があります。対象になる方には、平成 28 年8月2日以降の認定日にお返りする受給資格者証に新「基本手当日額」を印字して、お知らせします。

※1 離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の14欄に記載されています。

※2 失業給付の1日当たりの金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の19欄に記載されています。年齢区分などによって計算方法が異なります。詳しくは、裏面をご覧ください。

#### ◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額 (円)		基本手当日額の上限額 (円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後 (前年度増減)
29歳以下	12,790	12,740	6,395	6,370 (-25)
30～44歳	14,210	14,150	7,105	7,075 (-30)
45～59歳	15,620	15,550	7,810	7,775 (-35)
60～64歳	14,920	14,860	6,714	6,687 (-27)

#### 【例】

29歳で賃金日額が14,000円の方は、上限額(12,740円)が適用されますので、平成28年8月1日以降分の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、6,370円となります。

#### ◆賃金日額・基本手当日額の下限額

年齢	賃金日額の下限額 (円)		基本手当日額の下限額 (円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後 (前年度増減)
全年齢	2,300	2,290	1,840	1,832 (-8)

○基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、1,832円になります。



## ○基本手当日額の計算方法

賃金日額 (w円)	給付率	基本手当日額 (y円)
<b>◆離職時の年齢が 29 歳以下(※1)</b>		
2,290 円以上 4,580 円未満	80%	1,832 円～3,663 円
4,580 円以上 11,610 円以下	80%～50%	3,664 円～5,805 円 (※2)
11,610 円超 12,740 円以下	50%	5,805 円～6,370 円
<b>12,740 円(上限額) 超</b>	—	<b>6,370 円(上限額)</b>
<b>◆離職時の年齢が 30～44 歳</b>		
2,290 円以上 4,580 円未満	80%	1,832 円～3,663 円
4,580 円以上 11,610 円以下	80%～50%	3,664 円～5,805 円 (※2)
11,610 円超 14,150 円以下	50%	5,805 円～7,075 円
<b>14,150 円(上限額) 超</b>	—	<b>7,075 円(上限額)</b>
<b>◆離職時の年齢が 45～59 歳</b>		
2,290 円以上 4,580 円未満	80%	1,832 円～3,663 円
4,580 円以上 11,610 円以下	80%～50%	3,664 円～5,805 円 (※2)
11,610 円超 15,550 円以下	50%	5,805 円～7,775 円
<b>15,550 円(上限額) 超</b>	—	<b>7,775 円(上限額)</b>
<b>◆離職時の年齢が 60～64 歳</b>		
2,290 円以上 4,580 円未満	80%	1,832 円～3,663 円
4,580 円以上 10,460 円以下	80%～45%	3,664 円～4,707 円 (※3)
10,460 円超 14,860 円以下	45%	4,707 円～6,687 円
<b>14,860 円(上限額) 超</b>	—	<b>6,687 円(上限額)</b>

※1 離職時の年齢が65歳以上の方が高年齢求職者給付金を受給する場合も、この表を適用します。

※2  $y = (-3w^2 + 69,980w) / 70,300$

※3  $y = (-w^2 + 18,020w) / 16,800$ ,  $y = 0.05w + 4,184$  のいずれか低い方の額

## 就業促進手当の上限額について

就業促進手当(再就職手当、就業促進定着手当、就業手当、常用就職支度手当)の算定における上限額についても、下表の通り変更になります。

### ◆再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上

年齢	変更前 (円)	変更後 (前年度増減) (円)
59 歳以下	5,830	5,805 (-25)
60～64 歳	4,725	4,707 (-18)

### ◆就業手当の 1 日当たり支給額 (基本手当日額の 30%) の上限額

年齢	変更前 (円)	変更後 (前年度増減) (円)
59 歳以下	1,749	1,741 (-8)
60～64 歳	1,417	1,412 (-5)